ＧＳ ユアサ グループ

化学物質管理ガイドライン

（製品含有）

第２版

２０１４年　４月　１日

株式会社 ＧＳユアサ

環境統括部

目次

１．　ガイドラインの目的　・・・・・・・・・・・・・・・２
２．　適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３．　運用及び適用除外・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４．　制定と改廃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
５．　用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
６．　指定化学物質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
・禁止物質：ランクＳ・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
・禁止物質：ランクＡ・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
・管理物質：ランクＢ・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
７．　解説　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　14

１．　本ガイドラインの目的

製品含有化学物質管理ガイドラインは、環境負荷の少ない製品の提供を実現していくために、グリーン調達基準書「Ⅲ．３」納入材料に含まれる化学物質調査の一環として実施していく。

ＧＳユアサ グループが生産及び販売する製品を構成する主材料、副材料、部品等に含有される化学物質（環境負荷物質）について、既に製品に使用が禁止されている物質、近い将来に禁止が決定している物質を禁止ランク物質として明確にすると共に、製品のリサイクル、適正処理の観点で環境保全に著しい影響を与える物質を管理物質とし、ＧＳユアサ グループの社内、および主材料、副材料、部品等の購買先に把握と管理の徹底・提示をお願いし、製品の環境品質を向上させることを目的とする。

２．　適用範囲

１）　化学物質の把握と管理についての適用範囲

ＧＳユアサ グループの社内関係部署(調達部署、技術・開発・設計部署、製造部署、環境部署)、およびＧＳユアサ グループの主材料、副材料、部品等を納入する購買先。

２）　製品への適用範囲

① ＧＳユアサ グループが国内外で設計・製造し販売する製品（製品含有に限定して適用し、製造工程などで使用する有害物質についての規定は行わない。)。

② ＧＳユアサ グループが第三者に設計・製造を委託し、ＧＳユアサ グループの商標を付して販売する製品。他社の製品を購入し、組み込んで最終製品として販売する場合等も含む。

③ 第三者から設計・製造の委託を受けた製品（但し、当該第三者から指定された部品・材料は除く）

④ 販売促進用の製品（景品など一般の消費者に渡すもの）

⑤ 包装材は、製品の包装材及び輸送のための包装材料（パレット、シュリンクパックなど）を含めて適用する。

３）　部品、材料の適用範囲

上記「２．２」製品への適用範囲」に示す製品に使用する主材料、副材料、部品、その他の部品を対象とする。

・主材料、部品（構成材料、電池部品、電源装置部品、照明部品、プリント配線基板、外装部品、包装材/包装部品を含む）

・機能ユニット/モジュール、等の組立部品等

・アクセサリー（二輪用ボルト端子、取っ手、接続ケーブル、アダプター等製品を使用するための付属品）

・副材料等の構成材料（ステッカー、はんだ材料、接着剤、樹脂等）

・取扱説明書、保証書、製品に同梱されるその他の印刷物

・補修用サービス部品（補充液、比重計、充電器、バッテリーチェッカー等）
・部品の納入業者が輸送・保護に用いる包装材/包装部材（部品に直接接触しても対象物質が部品に移行・混入する恐れのないリターナブルの包装など、納入者によって回収、再利用される場合は対象外）

３．　運用および適用除外

１）　購買先は、製品が含有する禁止物質、削減物質および管理物質について、含有実績などを管理し、ＧＳユアサ グループの要請により管理情報を提示する。提示すべき管理情報はＧＳユアサ グリーン調達基準書「別紙３（製品含有化学物質調査票)、別紙４(禁止物質(ランクＳ)の不使用・不含有証明書、禁止物質(ランクＡ)の禁止・代替時期報告書)」を含む。

ただし、部品のうち購買先への支給材料は適用を受けない。また、事務用品も適用対象外とする。

２）　主要な法規制に基づき制定しているが、全てを網羅しているわけではないので個別製品での運用は、発売時点での条約･法･条例・業界指針、その他要求事項を完全に順守し、かつグリーン調達基準書および本ガイドラインを順守すること。

３）　基本的には本ガイドラインの順守を原則とするが、納入先の要望で、本ガイドラインの内容で了解が得られない場合は、各事業会社で判断し、納入先の基準で運用することも認める。

４）　以下の場合は、本ガイドラインの管理ランクの適用は受けない。

・研究および開発で使用する化学物質(但し製品化された場合は適用する)、および製造工程などで使用する有害物質で製品に含有されないもの。

４．　制定と改廃

本ガイドラインは、社会状況の変化及び新たな知見などにより、必要に応じ以下の要領で改訂する。

１）　このガイドラインに関する事項については、環境統括部で審議し、環境統括部長が決裁する。

２）　本ガイドラインについて改廃などの必要が生じ、関係部署からの提案があれば、その旨を環境統括部に申請する。

３）　本ガイドラインの内容は、定期的に環境統括部で審議し、見直す。ただし、以下の場合は環境統括部で見直し、環境統括部長の承認を得て改訂する。

・法改正など、社会動向の変化
・技術動向の進展（代替技術・評価技術)、ハザードデータ、暴露データおよびリスク評価データ等などの充実を反映する必要が生じた場合

５．　用語の定義

本ガイドラインは、次のように用語を定義する。

１）　禁止物質ランクＳ

次に示すいずれかの物質の中でＧＳユアサ グループの製品に使用される可能性のある物質を対象とする。本物質を使用している場合は即時に使用中止しなければならない。

・現在法規制で製品含有が禁止、あるいは含有濃度の上限が定められている物質
・本指針が改定されて１年以内に法規制で製品含有が禁止、あるいは含有濃度の上限が定められる予定の物質
・ＧＳユアサ グループ内で発行している購買仕様書等の環境通達で製品含有を禁止している物質本物質は製品含有されてはならないため、意図的な使用を禁止し、規制値がある場合は不純物も含めた含有濃度が規制値未満を保証することが必要である（規制値未満であっても意図的な使用は認められない)。

２）　禁止物質ランクＡ

次に示すいずれかの物質を対象とする。

・禁止物質レベル１に定める物質以外で条約・法規制により期限を定めて製品含有が禁止される物質
・ＧＳユアサ グループとして条約・法規制で定められた期限を前倒しして製品含有の禁止を推進する物質
・ＧＳユアサ グループの自主的な取組みで使用を制限する物質

本物質の製品含有が確認された場合には、本指針で規定された期限や制限条件に基づいて代替の推進を行わなければならない。

３）　管理物質ランクＢ

使用実態を把握し、健康、安全衛生、適正処理等に考慮すべき物質をいう。対象とする管理物質は、意図的な使用を制限するものではなく、使用の有無および含有濃度についてデータを把握すべき物質である。対象とする管理物質について、「意図的使用」、あるいは、「含有が既知である」場合を把握対象とする。なお、「含有が既知である」とは、「原料ﾒｰｶから管理対象物質を含有している情報の提供を受けた」、「なんらかの方法で含有しているデータを確認した」ことを指す。なお、部品の納入者が輸送・保護に用いる包装材は、法的対応等＊に必要となる場合を除き「管理物質」の含有報告対象とはしない（禁止物質レベルＳ不使用は対象)。

＊：REACH 規則の対象となる部品を包装材と共にＥＵに輸出する場合は報告対象となる

４）　製品含有

製品や包装材などでの部品、材料に含有するすべての場合を指す。例えば、次のような状態を指す。

・対象物質が意図的に使用された状態
・不純物として含有する状態

・製造工程で使用され最終製品あるいは部品、材料に対象物質が残留又は付着した状態（例えば製品の製造工程で、製品に直接触れる金型、治工具、機械設備等から製品が汚染される可能性がある場合は、製品と触れる部位は禁止物質の含有禁止対象として考えなければならない）

５）意図的使用

特定の特性､外観､または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品または部品の製造時に意図して使用すること。

６）不純物

不純物とは、天然素材中に含有され、精製過程で除去しきれない、または反応の過程で生じ技術的に除去できない物質をいう。

７）規制値

禁止物質が意図的使用ではなく不純物として含まれる場合に､ＧＳユアサ グループに納入される部品、材料、およびＧＳユアサ グループの出荷製品において保証すべき濃度をいう。

８）管理値

禁止物質レベルＳの対象物質に関して意図的使用、混入がなければ超えないと考えられる含有濃度をいい、ＧＳユアサ グループで管理するための濃度である。万一、禁止物質の不純物としての含有濃度が管理値を超えた場合には、再分析、含有理由の明確化、および含有濃度の管理値未満への低減を仕入先に要請し、是正する（なお、管理値に関して仕入先に対して不使用保証は求めない）。

９）含有濃度

含有濃度とは､均質材料（ホモジニアスな材料）の質量を分母とした濃度とする。なお、均質材料とは機械的に異なる材料に分解できない材料をいい、例えば次のものを均質材料とする。

・ 化合物、ポリマーアロイ、金属合金など

・ 塗料、接着剤、インキ、ペースト、樹脂ポリマー、ガラスパウダー、セラミックパウダーなどの原材料については、それぞれ想定される使用方法によって最終的に形成されるもの（例：塗料及び接着剤は、乾燥硬化後の状態。樹脂ポリマーは成形後の状態。ガラス及びセラミックは成形後の状態。）

・ 塗装、印刷、めっきなどの単層。また、複層の場合には、それぞれの単層ごとの状態。

６.　指定化学物質

１）　禁止物質ランクＳ

国内および海外における以下の法律をもとに､禁止物質ランクＳを規定した（表１）。

ＧＳユアサ グループに納入される部品、材料、およびＧＳユアサ グループの

出荷製品では、意図的な使用 がなく、かつ不純物としての含有濃度が表１に示す規制値未満を保証することが必要である。
また、別途規定する管理値（意図的使用、混入がなければ超えないと考えられる濃度）を超えた場合は、意図的使用、または混入の可能性があると考えられるため、再分析、含有理由の明確化、および含有濃度の管理値未満への低減を仕入先に要請し、是正する。

リサイクル材においても禁止物質レベル１の含有に関して、上記不純物と同様に規制値未満が保証されていると共に、管理値未満に管理された状態にあることが必要である。

① 国内における法律

（ア） 「化学物質の審査および製造などの規制に関する法律」（以下、化審法と略記する。）での第１種特定化学物質（製造、輸入禁止物質）

（イ）「労働安全衛生法５５条」（以下安衛法と略記する。）での製造禁止有害物質

（ウ）「特定物質の規制などによるオゾン層の保護に関する法律」(以下オゾン層保護法と略記する。）での特定物質

（エ）「資源有効利用促進法」による特定の化学物質含有表示義務

② 海外における法律

（オ）EU 指令：EU 加盟諸国の法律、規則行政規定を包含するもの
「EU REACH AnnexⅩⅦ（制限物質） 」、「電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限 RoHS 指令(Directive2011/65/EU)」、「EU POPs 規制」、「EU 梱包材指令」、「欧州電池指令」

（カ）「ドイツ：化学品禁止規則」

（キ）「デンマーク：ホルムアルデヒト規制」

（ク）「米国特定州梱包材重金属規制」

（ケ）「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」

（コ） 「米国オゾン層破壊物質に関する環境税」

（サ） 「カリフォルニア州：ホルムアルデヒドを発生する合板に関する規制」

表１　　禁止物質ランクＳ　リスト（物質群）

意図的使用がなく､かつ不純物としての含有濃度が規制値未満であることを保証することが必要である。

注意１：ＧＳユアサ グループの分社・関係会社の事情（例：納入先からの要望など）に合わせて、分社・関係会社で独自に規制値、管理値をより低く設定する場合がある。

注意 2：本リストに掲載されていない物質でも、条約・法・条令・業界指針などで規定されている場合はそれらを完全に順守すること。

No.	物質群（日本語）	法規制値	適用法令
1	ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾌｪﾆｰﾙ(PCB)類	意図的な使用を禁止	化審法, EU POPs
	ﾎﾟﾘ塩化ﾀｰﾌｪﾆﾙ(PCT)類	50ppm 未満	EU REACH AnnexⅩⅦ
2	ｱｽﾍﾞｽﾄ類	意図的な使用を禁止かつ 1000ppm 未満	EU REACH AnnexⅩⅦ（制限物質）, 安衛法
3	特定有機ｽｽﾞ化合物	意図的な使用を禁止かつ 1000ppm 未満	EU REACH AnnexⅩⅦ（制限物質）, 化審法
4	短鎖型塩化ﾊﾟﾗﾌｨﾝ(C10-13)	意図的な使用を禁止	EU REACH AnnexⅩⅦ（制限物質）, EU POPs
5	特定臭素系難燃剤（ＰＢＢ、ＰＢＤＥ）	1000ppm 未満	RoHS 指令,EU REACH AnnexⅩⅦ（制限物質）, 化審法, EU POPs
6	特定ｱﾐﾝを形成するｱｿﾞ染料,顔料	意図的な使用を禁止かつ (特定ｱﾐﾝとして) 30mg/kg(30ppm) 未満	REACH AnnexⅩⅦ（制限物質）
7	ﾎﾟﾘ塩化ﾅﾌﾀﾚﾝ(塩素数が 3 以上の物質)	意図的な使用を禁止	化審法, EU POPs
8	ｶﾄﾞﾐｳﾑおよびその化合物	100ppm 未満	RoHS 指令,EU REACH AnnexⅩⅦ（制限物質）, 資源有効利用促進法
9	鉛およびその化合物	1000ppm 未満	RoHS 指令,EU REACH AnnexⅩⅦ（制限物質）, 資源有効利用促進法
10	六価ｸﾛﾑ化合物	意図的な使用を禁止かつ 1000ppm 未満	RoHS 指令,資源有効利用促進法
11	水銀およびその化合物	意図的な使用を禁止かつ 1000ppm 未満	RoHS 指令,資源有効利用促進法
12	ｵｿﾞﾝ層破壊物質（HCFC を除く）	意図的な使用を禁止	ｵｿﾞﾝ層保護法,ﾓﾝﾄﾘｵｰﾙ議定書,米国ﾌﾛﾝ税
13	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	気中濃度 0.1ppm 未満（独化学品禁止規則） 気中濃度 0.15mg/m 未満（ﾎﾙﾏﾘﾝ法令）	独化学品禁止規則、 ﾎﾙﾏﾘﾝ法令（ﾃﾞﾝﾏｰｸ）
14	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩[*2]	意図的な使用を禁止[*4] かつ 1000ppm 未満	EU POPs,化審法
15	特定ベンゾトリアゾール[*2] 2-（2H-1，2，3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4、6-ジ-ｔｅｒｔ-ブチルフェノール	意図的な使用を禁止[*4]	化審法
16	ジメチルフマレート[*2]	0.1ppm 未満[*4]	REACH AnnexⅩⅦ（制限物質）

表２　　禁止物質ランクＳの用途限定

物質名：特定アミンを形成するアゾ染料,顔料

規制対象

・人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性があるもの(接着剤、ｴﾎﾟｷｼ樹脂等)
・ｱｿﾞ染料
・表１ No.6 のｱｿﾞ染料および顔料の還元分解により発生する規制対象特定ｱﾐﾝの一覧を以下に示す。

特定ｱﾐﾝ一覧

No.	CAS No.	物質名	英語名
1	60-09-3	４－アミノアゾベンゼン	4-aminoazobenzene
2	90-04-0	Ｏ－アニシジン	o－anisidine
3	91-59-8	２－ナフチルアミン	2-naphthylamine
4	91-94-1	３，３’―ジクロロベンジジン	3,3’-dichlorobenzine
5	92-67-1	４－アミノジフェニル	4-aminobiphenyl
6	92-87-5	ベンジジン	Benzidine
7	95-53-4	Ｏ－トルイジン	o-toluidine
8	95-69-2	４－クロロ－２－メチルアニリン	4-chloro-o-toluidine
9	95-80-7	２，４’－トルエンジアミン	2,4-toluenediamine
10	97-56-3	Ｏ－アミノアゾトルエン	o-aminoazotoluene
11	99-55-8	５－ニ－Ｏ－トルイジン	5-nitro-o-toluidine
12	101-14-4	３，３’－ジクロロ－４，４’－ジアミノジフェニルメタン	4,4’-methylenebis-(2-chlorobenzenamine)
13	101-77-9	４，４’－ジアミノジフェニルメタン	4,4’-ethylenebisbenzeneamine
14	101-80-4	４，４’－オキシジアニリン	4,4’-oxybisbenzenamine
15	106-47-8	ｐ－クロロアニリン	Aniline, 4-chloro-
16	119-90-4	３，３’－ジメトキシベンジジン	3,3’-dimethoxybenzine
17	119-93-7	３，３’－ジメチルベンジジン	3,3’-dimethylbenzidine
18	120-71-8	２－メトキシ－５－メチルアニリン	Benzenamine, 2-methoxy-5methyl-
19	137-17-7	２，４，５－トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline
20	139-65-1	４，４’－チオジアニリン	4,4’-thiodianiline
21	615-05-4	２，４－ジアミノアニソール	4-methoxy-m-phenylenediamine
22	838-88-0	４，４’－ジアミノ－３，３’－ジメチルジフェニルメタン	Aniline,4,4’-methylenebis(2-methyl)-

物質名：カドミウムおよびその化合物	
規制対象	
・適用除外に示す用途以外のすべての用途で禁止 例えば プラスチック（ゴム・フィルムを含む）に用いられる安定剤・顔料・染料、塗料、インキ、メッキ、包装材　など	
適用除外	素電池材料としての用途（欧州電池指令による）

物質名：鉛およびその化合物	
規制対象	
・適用除外に示す用途以外のすべての用途で禁止 例えば ・塗料、顔料、染料、インキ ・プラスチック（ゴムを含む）材料中の安定剤 ・部品の外部電極、リード端子等のはんだ処理、包装材　　など	
適用除外	素電池材料としての用途（欧州電池指令による）

物質名：六価クロム化合物	
規制対象	
・適用除外に示す用途以外のすべての用途で禁止 例えば ・防錆処理 ・樹脂、塗料、顔料、インキ ・包装材　など	
適用除外	素電池材料としての用途（欧州電池指令による）

物質名：水銀およびその化合物	
規制対象	
・適用除外に示す用途以外のすべての用途で禁止 例えば ・顔料、染料、塗料、インキ ・時間計等のインジケータ ・水銀を接点に用いたリレー、スイッチ、センサー ・プラスチックへの調剤、包装材　　など	
適用除外	素電池材料としての用途（欧州電池指令による）

物質名：ホルムアルデヒド
規制対象
パーチクルボード、MDF（Medium Density Fiberboard：中密度繊維板）などを用いた木工の製品および部品は下記の条件を満たすこと ・意図的な使用の禁止ではなく、表１の規制値未満を保証すること。

物質名：物質名：特定臭素系難燃剤（ＰＢＢ、ＰＢＤＥ）
規制対象
・すべてのＰＢＢ、ＰＢＤＥ （Deca BDE（ﾃﾞｶﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌｪﾆｰﾙｴｰﾃﾙ）は禁止対象である。）

物質名：パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩 分子式 C8F17SO2X（X＝OH、金属塩、ハロゲン化物、アミド、ポリマを含むその他誘導体）
規制対象
・すべての用途で禁止

物質名：特定ベンゾトリアゾール （２-（２Ｈ-１，２，３-ベンゾトリアゾール-２-イル）-４、６-ジ-ｔｅｒｔ-ブチルフェノール）
規制対象
・すべての用途で禁止

物質名：ジメチルフマレート
規制対象
・すべての用途で禁止

物質名：特定有機スズ化合物 「ビス（トリブチルスズ）＝オキシド」、「3 置換有機スズ化合物」
規制対象
・すべての用途で禁止

２） 禁止物質ランクＡ

禁止物質レベルＳに定める物質以外で条約・法規制により、期限を定めて段階的に使用が禁止されている物質、ＧＳユアサ グループとして条約・法規制で定められた期限を前倒しして製品含有の禁止を推進する物質、およびＧＳユアサ グループの自主的な取組みで使用を制限する物質をいう。使用が確認された場合には、本指針で規定された期限や制限条件に基づいて代替の推進を行わなければならない。

表３　　禁止物質ランクＡ　リスト（物質群）

No.	物質群（日本語）	適用法令	使用禁止時期(適用除外品を除く)
1	ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆｰﾙ(PVC)およびその混合物（表 4-1 参照）	GSﾕｱｻの自主規制	(PVC)削減のため代替物質選定に努力すること
2	ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)	モントリオール議定書	2020 年 1 月以降の全ての製品で使用を禁止

表４　禁止物質ランクＡの規制対象と適用除外用途

表４－１

物質名：ポリ塩化ビニール(ＰＶＣ)及びその混合物、その共重合体	
規制対象	
・適用除外に示す用途以外の PVC およびその混合物、その共重合体 （シ）　電池・電源装置・電気車設備の配線、電源コード、シート、絶縁板、パイプ、ホース、絶縁テープ等の適用除外に示す用途で顧客により要求があるもの （ス）　新製品については基本的に塩ビ代替材料に代替化を完了すること。 但し、塩ビ代替材料はハロゲンフリー（フッ素を除く）でかつ赤リンを使用しないことを原則とする	
適用除外	・安全性など品質が保てない用途、法規制などで材料が指定されている用途、 お客様から材料指定された用途等 ・塩ビ―酢ビ共重合物を含有する樹脂バインダー（塗料あるいはインキなど） （代替技術が確立されるまで） ・電池構成部品としての用途(二輪用電池の排気パイプ、シール管、リード線、四輪即用式電池の密封用ビニルテープ、ＥＢ電池のスペーサ、産業用電池のリード線被覆（電源コード)、スペーサ及び端子カバー、アルカリ蓄電池のセパレータ、端子カバー、接続板カバー、スペーサ、電池カバー） ・電源装置のｹｰﾌﾞﾙ（電線）被膜、絶縁材料

３）　管理物質ランクＢ

使用実態を把握し、健康、安全衛生、適正処理等を考慮すべき物質をいう。対象とする管理物質は、意図的な使用を制限するものではなく、使用の有無および含有濃度についてデータを把握すべき物質である。対象とする管理物質について、「意図的使用」、あるいは、「含有が既知である」場合を把握対象とする。「含有が既知である」とは、「原料ﾒｰｶから管理対象物質を含有している情報の提供を受けた」、「なんらかの方法で含有しているデータを確認した」ことを指す。なお、部品の納入者が輸送・保護に用いる包装材は、法的対応等に必要となる場合*を除き「管理物質」の含有報告対象とはしない（禁止物質レベルＳ不使用は対象）。

＊：REACH 規則の対象となる部品を包装材と共にＥＵに輸出する場合は報告対象となる。

使用を制限する物質ではないが、製品のリサイクル、適正処理での環境負荷も考慮すべき物質で、使用実態の把握を目的とする。表５の含有量が 0.1wt%を超えるもの、および意図的に使用しているもの、鉛化合物やカドミ化合物、砒素などランクＳ・Ａで適用除外となった物質についてデータを把握する。

表５　管理物質の法規制、業界標準等

対象	備考
化審法（第一種特定化学物質）	本指針で規定の禁止物質を除く
安衛法（製造等禁止物質）	本指針で規定の禁止物質を除く
毒劇物法（特定毒物）	
EU CLP 規則（Regulation on Classification, Labellin and Packaging of substances and mixtures） AnnexVI（CMR-Cat 1、2）(旧 EU 67/548/EEC)	
EU REACH 規則 Annex XVII 制限対象物質 [除く：CLP 付属書 VI Table3.2 CMR-Cat.1,2]（旧 EU 76/769/EEC)	本指針で規定の禁止物質を除く
EU REACH 規則 認可対象候補物質（高懸念物質、SVHC)	
ESIS PBT（PBT 判定基準該当部分）（European chemical Substances Information System)	
GADSL(自動車)Global Automotive Declarable Substance List	本指針で規定の禁止物質を除く
JIG(電機電子) Joint Industry Guide	本指針で規定の禁止物質を除く

表６　　管理物質リスト（物質群）

No.	物質群（日本語）	含有量(wt%)	主な用途例	根拠
1	アンチモンおよびその化合物(合金を含む)	意図的な使用	電池材料, 顔料, 塗料, 触媒, 難燃剤, 安定剤, 光学レンズ, はんだ, インキ	b , c
2	砒素およびその化合物(合金を含む)	0.1wt%を越える	電池材料, ガラスの脱色, 顔料, 塗料, 染料, 半導体素子, 難燃剤, インキ	b
3	ベリリウムおよびその化合物(合金を含む)	同上	セラミックス原料, 合金, 触媒, 電極, 金型, 接点部, ばね材料	b , c
4	ビスマスおよびその化合物(合金を含む)	同上	鉛フリーはんだ, 半導体端子メッキ, 電極, 鉛合金	d
5	ｶﾄﾞﾐｳﾑおよびその化合物*	意図的な使用	電池材料, 高信頼性が要求される電気接点のメッキ	b
6	六価ｸﾛﾑ化合物	意図的な使用	電池材料	b
7	鉛およびその化合物	意図的な使用	電池材料、はんだ, 蛍光管のガラス	a, b
8	水銀およびその化合物	意図的な使用	照明機器, 電池材料	b
9	ニッケルおよびその化合物(合金を含む)	0.1wt%を越える	顔料, 塗料, 接着剤, 電池材料, メッキ, 電極, 表面処理	b
10	セレンおよびその化合物(合金を含む)	同上	半導体材料, 感光体, 顔料, 塗料, 受光素子, 電池材料,	b , c
11	マグネシウム(合金を含む)	同上	合金	c
12	有機スズ化合物	同上	防錆塗料	B
13	非特定臭素系難燃剤(PBB, PBDE)	同上	プラスチックの難燃剤	d
14	オゾン層破壊物質(HCFC)	同上	冷媒	B
15	放射性物質(ﾄﾘｳﾑ)	意図的な使用	照明機器(発光管)	B
16	フタル酸エステル類	0.1wt%を越える	可塑剤, 顔料, 塗料, インキ	b
17	銅およびその化合物	同上	防食表面処理, 導体印刷ペースト, 合金材料, 顔料, 塗料, インキ	a
18	金およびその化合物	意図的な使用	メッキ, 表面処理, 半導体材料	a
19	パラジウムおよびその化合物	意図的な使用	はんだ部品, メッキ, 導体印刷ペースト, 無電解メッキ, 電池材料	a
20	銀およびその化合物	意図的な使用	メッキ, 導体印刷ペースト, はんだ, 光学材料, 電気接点材料, 電池材料	a, b

各物質を選定した根拠

Ｂ：法規制によって使用・販売を制限されている物質

ａ：リサイクル業者に対して end-of-life に経済価値を提供する、電池、電源装置等に存在する貴重な物質

ｂ：環境、健康、安全衛生の観点から影響を与える物質

ｃ：有害廃棄物に関する法規制の要求事項の対象となる物質

ｄ：end-of-life の管理の際、マイナスの影響を与える可能性のある物質

７．　解説

遵法性を高め、製品要件との整合性を考慮し、グリーン調達のスムーズな運用を可能にするために総合的に見直しをはかる。また、グリーン調達調査共通化協議会における対象物質、欧州電池指令、RoHS 指令等、廃棄、リサイクル時に管理すべき化学物質等も考慮した上で対象物質の絞込みおよび物質群の見直しをはかる。

１）　禁止ランクＳ

①追加

・独化学品禁止規制等、欧州において用途限定で使用が制限されており、国内での対象物質としてガイドラインが示され、当社の一部の製品要件に合致している場合、追加する。

②削除

・調査結果で使用事例がなく、測定も困難な物質は対象から削除する。例えば、農薬、殺虫剤用途の物質等。

・塩素系有機溶剤については、基本的に製品に残留しても微量であり製品含有の対象から削除する。

２）　禁止物質ランクＡ

①　追加

・現在禁止時期が明確な物質、あるいは新規に禁止時期が明確になった物質について対象を絞り込み、禁止時期、対象を規定する。

②削除

農薬、ダイオキシン等、製品含有事例がない物質を削除する。

３）　管理物質ランクＢ

①　追加

・管理物質ランクＢは製品への使用禁止、制限ではなく、リサイクル・適正処理の観点から使用実態を把握する物質を規定する。

・対象物質は、電池や電源システム、照明機器に関係する物質に配慮し、グリーン調達調査共通化協議会で設定した物質の中で、鉛化合物やカドミ化合物、砒素などランクＳ・Ａで適用除外となった物質について、追加して規定する。

②削除

製品含有事例がない物質は廃止する。

以上